日本弁理士会会則（会則第１７号）

日本特許弁理士会規約（大正４年　月　日創立総会決議、同年８月１７日認可、認可ノ日ヨリ施行）
弁理士会会則（大正１１年４月４日設立総会決議、同年５月５日認可、認可ノ日ヨリ施行）
弁理士会則（昭和１７年１２月１４日臨時総会決議、同年１２月２４日認可、同１８年１月１日ヨリ施行）
日本弁理士会会則（平成１２年１２月７日第１回臨時総会決議、同１２年１２月２５日認可、同１３年１月６日から施行、同１３年２月２日公示）
改　　正（平成１３年５月２５日定期総会決議、即日施行、同１３年６月２９日公示）
（平成１４年５月１６日定期総会決議、即日施行、同１４年５月３１日公示）
（平成１４年１２月１８日第１回臨時総会決議、即日施行、同１５年１月３１日公示）
（平成１５年１２月１９日第１回臨時総会決議、同１６年１月６日認可、同１６年１月６日施行、同年１月３０日公示）
（平成１６年１２月２２日第２回臨時総会決議、同１７年４月１日から施行、同年１月３１日公示）
（平成１７年３月２３日第３回臨時総会第３号乃至第５号議案決議、即日施行、同年４月２８日公示）
（平成１７年３月２３日第３回臨時総会第２号議案決議、同年８月１日から施行、同年４月２８日公示）
（平成１７年３月２３日第３回臨時総会第１号議案決議、平成１８年４月１日から施行、同１７年４月２８日公示）
（平成１７年１２月２１日第２回臨時総会第６号議案決議、即日施行、同年１月３１日公示）
（平成１７年１２月２１日第２回臨時総会第８号及び第１１号議案決議、同１８年１月１２日認可（第８号議案のみ）、
同１８年４月１日から施行、同年１月３１日公示）
（平成１８年１２月６日第１回臨時総会第１号議案決議、同１９年２月２７日認可、同年４月１日施行、同年３月３０
日公示）
（平成１８年１２月６日第１回臨時総会第９号議案決議、同１９年２月２７日認可、同１８年１２月６日施行、同１９年３月３０日公示）
（平成１９年３月２８日第２回臨時総会第１号議案決議、同年４月１日から施行、同年４月２７日公示）
（平成１９年３月２８日第２回臨時総会第２号議案決議、同年４月１６日認可、同年５月１日から施行、同年４月２７日公示）
（平成１９年１２月５日第１回臨時総会決議、同年１２月１９日認可、同２０年４月１日から施行、同年１月３１日公示）
（平成２０年３月１９日第２回臨時総会第６号議案及び第１３号議案決議、同年４月１日から施行、同年３月３１日公示）
（平成２０年３月１９日第２回臨時総会第１号議案、第９号議案及び第１０号議案決議、同年４月１日認可、同年４月１日から施行、同年４月３０日公示）
（平成２０年５月２３日定期総会第４号議案決議、同年５月２７日認可、同年１０月１日から施行、同年６月３０日公示）
（平成２０年５月２３日定期総会第９号議案決議、同年５月２７日認可、同年５月３１日から施行、同年６月３０日公示）
（平成２０年９月２６日第１回臨時総会決議、同年９月３０日認可、同年１０月１日から施行、同年１０月３１日公示）
（平成２１年１月２１日第２回臨時総会決議、同年２月１日から施行、同年２月２７日公示）
（平成２１年１１月２６日第１回臨時総会第１号議案決議、同年１１月３０日認可、同年１２月１日から施行、同年１２月２４日公示）
（平成２１年１１月２６日第１回臨時総会第４号議案決議、同２２年４月１日から施行、同２１年１２月２４日公示）
（平成２３年５月２７日定期総会第５号議案決議、会則第８条により公示の日から起算して１０日を経過した日（同年７月１０日）から施行、同年６月３０日公示）

（平成２３年１２月９日第１回臨時総会第１号議案決議、同年１２月２２日認可、同年１２月３１日から施行、同２４年１月３１日公示）
（平成２３年１２月９日第１回臨時総会第３号議案決議、同年１２月２２日認可、同２４年４月１日から施行、同年１月３１日公示）
（平成２４年５月２５日定期総会第５号議案決議、同年１０月１日から施行、同年６月２９日公示）
（平成２４年５月２５日定期総会第６号議案決議、同年６月１日認可、同２５年１月１日から施行、同２４年６月２９日公示）
（平成２４年１２月６日第１回臨時総会第１号議案決議、同年１２月２１日認可（第８０条及び第９６条）、同２５年１月１日から施行、同２５年１月３１日公示）
（平成２５年３月１９日第２回臨時総会第１号議案決議、同年３月２６日認可、同年４月１日から施行、同年５月１５日公示）
（平成２５年１２月２０日第１回臨時総会第１号議案決議、同２６年４月１日から施行、同年１月１５日公示）
（平成２５年１２月２０日第１回臨時総会第２号及び第３号議案決議、即日施行、同２６年１月１５日公示）
（平成２６年３月１９日第２回臨時総会第５号議案決議、同年３月２４日認可、同年４月１日から施行、同年５月１５日公示）
（平成２６年３月１９日第２回臨時総会第１号議案決議、同年３月２４日認可、同２７年４月１日から施行、同２６年５月１５日公示）
（平成２７年１月２１日第１回臨時総会第１号議案決議、同年１月２９日認可、即日施行、同年３月１６日公示）
（平成２７年１月２１日第１回臨時総会第２号議案決議、同年１月２９日認可、同年４月１日から施行、同年３月１６日公示）
（平成２７年３月１８日第２回臨時総会第１号議案決議、同年４月１日から施行、同年４月１５日公示）
（平成２７年３月１８日第２回臨時総会第２号議案決議、同年３月２７日認可、同年４月１日から施行、同年４月１５日公示）
（平成２７年５月２９日定期総会第６号議案決議、同年６月８日認可、即日施行、同年７月１５日公示）
（平成２８年３月１６日第１回臨時総会第１号議案決議、同年４月１日から施行、同年５月１６日公示）
（平成２８年５月２７日定期総会第８号議案決議、同年６月１５日認可、即日施行、同年７月１５日公示）
（平成２８年１２月２１日第１回臨時総会第１号議案決議、同２９年１月２４日認可、同年４月１日から施行、同年２月１５日公示）
（平成２９年３月１４日第２回臨時総会第１号及び第１０号議案決議、同年３月３１日認可、同年４月１日から施行、同年４月１７日公示）
（平成２９年３月１４日第２回臨時総会第２号議案決議、同年４月１日から施行、同年４月１７日公示）
（平成２９年３月１４日第２回臨時総会第８号議案決議、同年３月３１日認可、同年１０月１日から施行、同年４月１７日公示）
（平成３０年３月１４日第２回臨時総会第１号議案決議、同年３月２６日認可（第２２条）、同年４月１日から施行、同年４月１６日公示）
（平成３０年１２月２１日第１回臨時総会第１号議案決議、同３１年１月１１日認可、即日施行、同年２月１５日公示）
（平成３０年１２月２１日第１回臨時総会第２号議案決議、同３１年４月１日から施行、同年１月１５日公示）
（平成３０年５月３０日定期総会第６号議案決議、同年６月１８日認可、令和元年法律第３７号の施行の日から施行、令和２年９月１５日公示）
（令和２年３月１３日第２回臨時総会第１号議案決議、同年３月２７日認可、即日施行、令和２年５月１５日公示）
（令和３年３月３日第２回臨時総会第１号議案決議、同年３月２２日認可、同年４月１日から施行、同年４月１５日公示）

目　次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　会員
　第１節　会員の種別（第１０条）
　第２節　登録（第１１条―第２５条）
　第３節　特許業務法人の届出（第２６条―第３０条）
　第４節　従たる事務所の設置（第３１条）
　第５節　入会及び退会（第３２条・第３３条）
　第６節　会員の権利及び義務（第３４条―第４０条）
第３章　品位保持（第４１条―第４８条の２）
第４章　会員の処分（第４９条―第５５条）
第５章　研修（第５６条―第６０条）
第６章　役員（第６１条―第６８条）
第７章　執行役員会（第６９条―第７４条）
第８章　常議員会（第７５条―第８１条）
第９章　監事会（第８２条―第８７条）
第１０章　総会（第８８条―第９７条）
第１１章　委員会
　第１節　削除（第９８条―第１００条）
　第２節　委員会（第１０１条―第１０３条）
第１２章　支部
　第１節　支部（第１０４条―第１１６条）
　第２節　削除（第１１７条―第１１９条）
第１３章　紛議調停（第１２０条―第１２７条）
第１４章　登録審査会（第１２８条―第１３３条）
第１５章　会計及び資産（第１３４条―第１４２条）
第１６章　会費（第１４３条・第１４４条）
第１７章　情報の公表（第１４５条・第１４６条）
第１８章　附属機関（第１４７条―第１５０条の３の２）
第１８章の２　実務修習（第１５０条の４―第１５０条の８）
第１９章　防災会議及び災害対策本部（第１５１条・第１５２条）
第２０章　共同事業（第１５３条）
第２１章　事務総長及び事務局（第１５４条・第１５５条）
附則

第１章　総　則

（名称及び事務所の所在地）

第１条　本会は、日本弁理士会と称する。

２　本会の事務所は、東京都に置く。

（目　的）

第２条　本会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（改正、平 27･3･18 臨時）

（事　業）

第３条　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

（１）会員の指導、連絡及び監督に関すること。

（２）弁理士の登録に関すること。

（３）特許業務法人の届出に関すること。

（４）弁理士の研修に関すること。

（５）弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究に関すること。

（６）知的財産権制度の普及及び改善に関すること。

（７）本会及び会員に関する情報の提供に関すること。

（８）会員の業務に関する紛議の調停に関すること。

（９）弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申すること。

（１０）実務修習に関すること。（本号追加、平 20･9･26 臨時）

（１１）その他本会の目的を達成するために必要なこと。（旧第 10 号繰下、平 20･9･26 臨時）

（組　織）

第４条　本会は、弁理士法（平成 12 年法律第 49 号。以下「法」という。）第５６条第３項の規定に基づき設立する法人とする。

（例規の種類）

第５条　本会の例規は、次の４種とする。

（１）会則

（２）会令

（３）会規

（４）内規

（例規の制定、改正及び廃止）

第６条　会則は、弁理士の議決権の総数の３分の１以上に当たる議決権数（第９４条第２項の規定による議決権の数を含む。）を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の３分の２以上の多数による決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。この場合において、会則の制定及び法第５７条第２項に規定する会則の変更については、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

２　会令は、弁理士の議決権の総数の６分の１以上に当たる議決権数（第９４条第２項の規定による議決権の数を含む。）を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の過半数による決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。

３　会規は、常議員会の決議を経てこれを制定し、改正し、又は廃止する。（改正、平 17･3･23 臨時）

４　内規は、執行役員会の決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。(改正、平 17･3･23 臨時)

５　この会則に定めるもののほか、例規の制定、改正及び廃止に関し必要な事項は、会令で定める。

（例規の公示等）

第７条　例規は、これを公示する。

２　例規の公示は、会令で定める会報（以下、「会報」という。）に掲載することにより行う。

３　前項の公示のうち、執行役員会が必要と認めるものについては、会報への掲載と併せて電気通信回線を使用することにより行うことができる。(改正、平 17･3･23 臨時)

４　例規には、例規番号を付し、公示の日を記載する。

５　例規番号は、例規の種類ごとに制定順に付する。

（例規の施行期日）

第８条　例規は、公示の日から起算して１０日を経過した日から施行する。ただし、当該例規にその施行期日を定めたとき、又は別に施行期日を定める旨を規定したときは、その期日による。

（会員に対する通知等）

第９条　会員に対する通知、催告及び書類その他の物件（以下、この条において「通知等」という。）の送達は、弁理士にあっては弁理士登録簿に登録された事務所のうち、会令の規定により主たる事務所として届け出られた事務所（主たる事務所とみなされた事務所を含む。）、特許業務法人にあっては第２６条第１項の特許業務法人届出簿に記載された事務所にあてて発送することにより行う。

２　前項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものと推定する。

３　第１項の通知等が配達又は交付不能として返送されたときは、この会則又は会令に別段の定めがある場合を除き、それら又はそれらの要旨を本会の事務所内に掲示し、かつ、会報に掲載するものとする。この場合においては、当該通知等は、会報発行の日から起算して７日を経過した日に到達したものとみなす。(改正、平 28･5･27 定期)

４　第１項の通知等は、会令で定めるところにより、電気通信回線を使用して発送することができる。この場合においては、第２項及び第３項の規定は、適用しない。(改正、平 24･12･6 臨時)

５　前項に定める電気通信回線を使用して発送することができる通知等は、到達による法令上の効果又は例規上の効果の生じるものを含まないものとする。(本項追加、平 25･3･19 臨時)

第２章　会　員

第１節　会員の種別

（会員の種別）

第１０条　本会の会員は、弁理士及び特許業務法人とする。

第２節　登　録

（弁理士登録簿）

第１１条　本会に弁理士登録簿を備える。

２　弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、前項の弁理士登録簿に登録を受けなければならない。

（弁理士登録簿に登録すべき事項）

第１２条　弁理士登録簿には、次に掲げる事項を登録する。

（１）氏名及び生年月日

（２）事務所の名称及び所在地

（３）住所

（４）資格の取得の事由

（５）登録年月日及び登録番号

第１３条　前条に規定する事項の他、弁理士登録簿には、次に掲げる事項を記載する。

（１）登録抹消の年月日及びその事由

（２）第１９条に規定する懲戒の記載

（３）登録事項変更の年月日及びその内容

（４）法第１５条の２第１項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記（以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。）（本号追加、平 29･3･14 臨時）

（登録の申請）

第１４条　法第１７条第１項の規定により弁理士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、本会所定の登録申請書に登録料３５，８００円及び写真を添え、本会に提出しなければならない。（改正、平 20･5･23 定期、同 24･5･25 定期）

２　前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）登録申請者の氏名及び生年月日（改正、平 30･5･30 定期）

（２）事務所の名称及び所在地

（３）登録申請者の住所（改正、平 30･5･30 定期）

（４）資格の取得の事由

３　第１項の登録申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

（１）弁理士となる資格を有することを証する書類

（２）登録申請者の住民票の写し（改正、平 27･1･21 臨時、同 30･5･30 定期）

（３）登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書（改正、平 30･

5･30 定期）

（４）登録申請者が法第８条第１号から第４号まで及び第７号並びに第１９条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（改正、平 30･5･30 定期、令 2･3･13 臨時）

４　第１項の登録申請書には登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）別表第１第３２号（２４）に規定する登録免許税の領収証書を貼付しなければならない。（改正、平 25･12･20 臨時、同 30･5･30 定期）

５　登録申請者は、本会が法第１９条第１項第１号に該当するおそれがあると認めたときは、第３項に定める書類のほか、本会が審査をするために必要と認める書類を提出しなければならない。（本項追加、令 2･3･13 臨時）

（届　出）

第１５条　登録申請者は、前条第１項の登録申請書とともに、履歴書を添えて、主たる事務所その他の会令で定める事項を記載した本会所定の届出書を、本会に提出しなければならない。

（登録又は登録の拒否）

第１６条　本会は、第１４条第１項の登録申請書の提出があった場合において、登録申請者が弁理士となる資格を有し、かつ、法第１９条第１項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、遅滞なく弁理士登録簿に登録する。

２　本会は、登録申請者が弁理士となる資格を有せず、又は法第１９条第１項各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を拒否する。

３　本会は、登録申請者が法第１９条第１項各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否するときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならない。この場合において、本会は、あらかじめ、当該登録申請者に書面をもってその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

（登録に関する通知）

第１７条　本会は、前条第１項の規定により登録をしたとき、又は第２項の規定により登録を拒否したときは、その旨を書面により当該登録申請者に通知する。

（登録料の返還）

第１８条　本会が登録を拒否したとき、又は第１４条第１項の規定による登録の申請が取り下げられたときは、本会は、同項に規定する登録料を返還する。

（懲戒の記載）

第１９条　本会は経済産業大臣から法第３２条各号の処分をした旨の通知を受けたときは、弁理士登録簿に懲戒の記載を行う。

（登録の回復等）

第２０条　第１６条第１項の規定は、登録の拒否を不当とする行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく審査請求又は訴訟について理由ある旨の裁決又は判決が確定した場合に準用する。

２　本会は登録の抹消を不当とする行政不服審査法に基づく審査請求又は訴訟について理由ある旨の裁決又は判決が確定したときは、直ちに抹消した弁理士の登録を回復する。

（登録の取消し）

第２１条　本会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消すとともに、法第７８条に該当すると思料される場合には、告発する。

２　本会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知する。

３　第１６条第３項前段の規定は、第１項の規定による登録の取消しについて準用する。

（心身の故障による業務継続困難の届出）

第２１条の２　弁理士が心身の故障により弁理士の業務の継続が著しく困難になったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、本会にその旨届け出るものとする。この場合において、届出には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（１）病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み及びその他参考となる所見を記載した医師の診断書

（２）届出人が法定代理人又は同居の親族である場合においては、当該弁理士との関係を証する書類

（３）その他本会が必要と認める書類

（本条追加、令 2･3･13 臨時）

（登録の抹消）

第２２条　本会は、弁理士が法第２４条第１項各号のいずれかに該当する場合には、当該弁理士の登録を抹消する。

２　弁理士が法第２４条第１項第１号から３号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。この場合において、届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。（改正、平 30･3･14 臨時）

（１）法第２４条第１項第２号に該当する場合　その者が除籍されたことを証する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（本号追加、平 30･3･14 臨時）

（２）法第２４条第１項第３号（法第８条第１０号に係る部分に限る。）に該当する場合　裁判所からその者に対する破産手続開始の決定が確定したことを証する書面（本号追加、平 30･3･14 臨時、旧第 3 号繰上、平 30･5･30 定期）

３　本会は、登録抹消の申請書を受理したときは、速かにその審査を行い、法第３５条に該当する場合を

除き、直ちに登録を抹消する旨の決定をしなければならない。

４　本会は、法第２４条第１項第１号、第３号又は第５号に該当する場合において、当該弁理士の登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士であった者に書面により通知する。

５　本会は、弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行うことがその適正を欠くおそれがあるときは、当該弁理士の登録を抹消することができる。

６　第１６条第３項前段の規定及び本条第４項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。（改正、平 30･5･30 定期）

７　本会は、弁理士が法第３３条の規定による懲戒の手続に付された場合には、その手続が結了するまでは、法第２４条第１項第１号若しくは第５号又は法第２５条第１項の規定に該当することを理由として、当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

（登録等の公告）

第２３条　本会は、弁理士登録簿に弁理士の登録をしたとき、又は登録の抹消をしたときは、その旨を官報で公告する。

（登録事項等の変更の届出）

第２４条　弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項及び弁理士の登録に関し本会に届け出た事項について、当該事項が発生したとき又は当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により本会に届け出なければならない。

２　第１４条第３項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（特定侵害訴訟代理業務の付記の申請）

第２４条の２　弁理士は、その登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けようとするときは、本会所定の付記申請書に付記手数料６，８００円を添え、本会に提出しなければならない。（改正、平 20･5･23 定期、同 29･3･14 臨時）

２　前項の付記申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）氏名

（２）登録番号

３　第１項の付記申請書には、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付しなければならない。

（本条追加、平 15･12･19 臨時）

（特定侵害訴訟代理業務の付記）

第２４条の３　本会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。

２　第１７条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

（本条追加、平 15･12･19 臨時）

（特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消）

第２４条の４　本会は、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

２　第２１条第２項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

（本条追加、平 15･12･19 臨時）

（特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告）

第２４条の５　第２３条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

（本条追加、平 15･12･19 臨時）

（付記手数料の返還）

第２４条の６　第１８条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記の申請の取り下げに準用する。この場合において、同条中「登録料」とあるのは「手数料」と読み替えるものとする。（本条追加、平 15･12･19 臨時）

（登録等の細目）

第２５条　この会則に定めるもののほか、登録の事務手続、登録簿の調製方法その他弁理士の登録及び届出に関し必要な事項は、会令で定める。

第３節　特許業務法人の届出

（特許業務法人届出簿）

第２６条　本会に特許業務法人届出簿を備える。

２　本会は、特許業務法人に関する所定の事項を前項の特許業務法人届出簿に記載する。

（成立の届出）

第２７条　第３２条の規定により入会した特許業務法人は、成立の日から２週間以内に、届出書に定款及び登記事項証明書を添えて、本会に提出しなければならない。（改正、平 25･12･20 臨時）

２　前項の規定により届け出る特許業務法人は、入会届出料として２０，０００円を本会に納付しなければならない。

（定款及び登記事項の変更等の届出）（見出し改正、平 30･3･14 臨時）

第２８条　特許業務法人は、定款の変更を行ったときは、その変更の日から２週間以内に、変更後の定款及び社員総会議事録若しくは総社員の同意書又はこれらいずれかの写しを添えて、その旨を本会に届け

出なければならない。（改正、平 30･3･14 臨時）

２　特許業務法人は、登記事項の変更を行ったときは、その変更の登記の日から２週間以内に、変更登記後の登記事項証明書又はその写しを添えて、その旨を本会に届け出なければならない。（本項追加、平 30･3･14 臨時）

３　特許業務法人は、合併したときは、合併の日から２週間以内に、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。（本項追加、平 30･3･14 臨時）

（１）合併により存続する特許業務法人　合併登記後の登記事項証明書の写し（本号追加、平 30･3･14 臨時）

（２）合併により設立する特許業務法人　設立登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し（本号追加、平 30･3･14 臨時）

（３）合併により消滅する特許業務法人　解散登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し（本号追加、平 30･3･14 臨時）

（特許業務法人届出簿記載の抹消）

第２９条　本会は、特許業務法人が法第５２条第１項又は第２項の規定により解散したときは、特許業務法人届出簿の記載を抹消する。

２　特許業務法人が法第５２条第１項又は第２項の規定により解散したときは、当該特許業務法人の社員であった者は、当該法人の解散の日から２週間以内に、本会にその旨を届け出なければならない。

（届出等の細目）

第３０条　この会則に定めるもののほか、特許業務法人の届出の手続その他特許業務法人に関し必要な事項は、会令で定める。

第４節　従たる事務所の設置

（従たる事務所の設置）

第３１条　会員は、主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。この場合において、会員は、自己の従たる事務所において依頼人に責任をもって対応できるようにしなければならない。

第５節　入会及び退会

（入　会）

第３２条　弁理士及び特許業務法人は、当然、本会に入会し、会員となる。

（退　会）

第３３条　会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、当然、本会を退会する。

（１）弁理士が法第２４条第１項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

（２）弁理士が法第２５条第１項の規定によりその登録を抹消されたとき。

（３）特許業務法人が法第５２条第１項又は第２項の規定により解散したとき。

第６節　会員の権利及び義務

（会員の権利）

第３４条　会員（法第３２条の規定による業務の停止の処分を受けている者を除く。以下、本条において同じ。）は、総会に出席して議決する権利を有する。

２　会員は、役員の選挙権及び被選挙権を有する。

３　会員は、例規の定めるところにより、本会の設備を使用することができる。

４　弁理士は、例規の定めるところにより、本会の行う福利厚生事業及び慶弔に関する支給を受けることができる。(改正、平 19･12･5 臨時)

５　会員は、本会の目的に関する事項について、会長に対し、意見を述べることができる。

６　会員は、会長に対し本会の会計帳簿その他の記録の閲覧を求めることができる。ただし、審査委員会、綱紀委員会、登録審査会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の記録その他執行役員会において秘密とすべき決議をした記録は、この限りでない。(改正、平 17･3･23 臨時、同 19･3･28 臨時、同 20･9･26 臨時、同 23･12･9 臨時、同 29・3・14 臨時)

（会費の納付）

第３５条　会員は、毎月の会費を当該月の末日までに納付しなければならない。

２　会員は、月の中途において入会し、又は退会したことにより在会した日数が１月に満たない月についても、１月分の会費を納入するものとする。

（特許業務法人に対する権利の制限）

第３６条　特許業務法人である会員は、第３４条第１項に規定する総会の議決権並びに同条第２項の役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

（秘密を守る義務）

第３７条　会員が、本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後であっても同様とする。

（違反行為の申告）

第３８条　会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする。

（事件依頼不承諾の通知義務）

第３９条　会員は、事件の依頼を承諾しないときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知しなければならない。

（委嘱事項及び社会貢献活動等を行う義務）

第４０条　会員は、正当な理由がなければ、法令に基づき官公署が委嘱する事項を辞退することはできない。

２　会員は、正当な理由がなければ、本会又は本会が設置する機関（以下この条において「本会等」という。）が委嘱する事項を辞退することはできない。（改正、平 17･3･23 臨時）

３　会員は、本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。

４　会員は、本会等が行う情報提供活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

５　会員は、弁理士の専門知識を活かし、積極的に社会貢献活動に参加するよう努めなければならない。社会貢献活動には、本会等が行う対外的な公益活動のほか、会員が本会等の外で行なう公益活動を含む。（本項追加、平 17･3･23 臨時）

第３章　品位保持

（品位保持義務）

第４１条　弁理士は、弁理士の使命及び職責に鑑み、常に深い教養と品位の保持に努め、弁理士の信用を維持しなければならない。

（弁理士の報酬の紀律）

第４１条の２　会員は、弁理士の報酬を合理的な算定根拠に基づいて定めなければならない。

２　会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。（本項追加、平 21･11･26 臨時）

３　会員は、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について必要な説明をし、理解を得るよう努めなければならない。

（本条追加、平 18･12･6 臨時、旧第２項繰下、平 21･11･26 臨時）

（非弁理士に対する名義貸しの禁止）

第４１条の３　会員は、法第７５条又は第７６条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（本条追加、平 20･3･19 臨時）

（広告、宣伝）

第４２条　会員は、誇大若しくは虚偽の事項により依頼人を欺くおそれがある方法、及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある方法で、広告、宣伝又は勧誘を行ってはならない。

（使用できない事務所名称）

第４３条　会員は、その事務所名称に、次に掲げる名称を用いてはならない。

（１）「日本弁理士会」と紛らわしい名称。

（２）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称。

（会員の遵守すべき紀律）

第４４条　この会則に定めるもののほか、会員の遵守すべき紀律に関する事項は、会令で定める。（改正、平 29・3・14 臨時）

（会則等の遵守）

第４５条　会員は、本会の会則及び会令を守らなければならない。

（使用人等の監督）

第４６条　会員は、その使用人その他の従業者に法第７７条の規定による秘密を守る義務を遵守させるとともに、その業務の補助について、それらの者に対し、必要な指導及び監督をしなければならない。

（会員に対する監督）

第４７条　本会は、弁理士の業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員からの報告を徴し、又は当該会員に対して、必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第４８条　本会は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（苦情対応等）

第４８条の２　会長は、会員の業務に関する苦情を受けたとき又は会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、苦情事実の確認、必要な事実調査及び当事者間の意見調整を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。

２　コンプライアンス委員会の組織、職務、その他必要な事項は、会令で定める。

（本条追加、平 20･9･26 臨時）

（情報の収集）

第４８条の３　会長は、本会が第４７条に規定する勧告若しくは指示又は第４８条に規定する注意喚起若しくは措置勧告を行うのに必要があるとき、又は審査委員会、綱紀委員会、不服審議委員会若しくは処分前公表審議委員会の要請があったときは、当事者、関係人、官公署その他に対して、特定の会員に関する情報又は資料の提供を求めることができる。（本条追加、平 18･12･6 臨時、改正、平 20･9･26 臨時、同 29･3･14 臨時）

第４章　会員の処分

（会員の処分）

第４９条　会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。（改正、平 20･3･19 臨時）

２　処分の方法は、次の４種とする。

（１）戒告

（２）この会則によって会員に与えられた権利の２年を限度とする停止

（３）経済産業大臣に対する懲戒の請求

（４）退会

３　第１項の規定による処分は、会長が審査委員会の決議を経てこれを行う。

４　第２項第４号に規定する退会の処分は、経済産業大臣の認可を受けなければ、これを行うことができない。

５　第１項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（以下「社員等」という。）に第１項に該当する事実があるときに、その社員等である会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものではない。

６　会長は、６月以上会費を滞納した会員が督促を受けて、なお滞納した会費を納付しないときは、当該会員（当該会員が特許業務法人であるときを除く）を第２項第４号の退会処分とすることができる。この場合には、第３項の規定は、適用しない。

（処分の請求）

第５０条　何人も、会員について、第４９条第１項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。（改正、平 23･12･9 臨時）

（処分の手続）

第５１条　会長は、会員について、第４９条第１項に該当する事実があると思料するとき、又は前条の規定による処分の請求があったときは、綱紀委員会に対し、その調査を請求しなければならない。

２　綱紀委員会は、前項の請求があったときは、第４９条第１項に該当する事実の有無について調査（同項に規定する本会の秩序又は信用を害したか否かの評価も含む。）し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。（改正、平 19･12･5 臨時）

３　会長は、前項の報告を受けたときは、第４９条第１項に該当する事実の有無について決定し、その報告が前条に規定する処分の請求に基づくものであるときは、処分の請求人に対して書面により決定を通知しなければならない。（本項追加、平 17･12･21 臨時）

４　前項の書面の送達は、直接に交付し、又は配達証明郵便によって行う。この場合において、処分の請求人が会員の場合は、第９条第１項の規定は適用しない。（本項追加、平 28･5･27 定期）

５　第３項の通知が配達又は交付不能として返送されたときは、当該通知を保管し、いつでも処分の請求人に交付する旨を本会の事務所内に掲示するものとする。この場合においては、当該通知は、その掲示を始めた日の翌日から起算して７日を経過した日に到達したものとみなす。（本項追加、平 28･5･27 定期）

（処分手続に付された事案の処分前公表）

第５１条の２　会長は、前条第１項の規定に基づき処分の手続に付した場合であって、当該処分の対象となる行為を公表しないことにより被害が拡大するのを防止するために必要があるときは、第４９条第１項の処分前であっても、事案の概要その他会令に定める事項を公表すること（以下「処分前公表」という。）ができる。

２　会長は、前項に定める処分前公表を行うときは、処分前公表審議委員会に対し、処分前公表が相当であるか否かの審議を求めなければならない。

３　処分前公表審議委員会は、前項の審議を求められたときは、処分前公表が相当であるか否かの決議をし、結果を会長に対して速やかに報告しなければならない。

４　会長は、処分前公表審議委員会による当該事案の処分前公表が相当である旨の決議があったときは、執行役員会の議決を経て、第１項に定める事項を公表するものとする。

（本条追加、平 29･3･14 臨時）

（不服申立て）

第５１条の３　第５１条第３項により、第４９条第１項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について会長に不服を申立てることができる。

２　前項の規定による不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内にしなければならない。（改正、平 28･5･27 定期）

３　不服申立ての書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で提出した場合における前項に規定する不服申立期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。（本項追加、平 28･5･27 定期）

４　会長は、第１項の不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求しなけ

ればならない。（旧第３項繰下、平 28･5･27 定期）

５　不服審議委員会は、前項の請求があったときは、第４９条第１項に該当する事実の有無について調査を実施し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。（旧第 4 項繰下、平 28･5･27 定期）

６　第５１条第３項から第５項までの規定は、前項の規定による不服審議委員会の報告を処分の請求人に対して書面により通知する場合について準用する。（旧第５項繰下、改正、平 28･5･27 定期、平 29･3･14 臨時）

（本条追加、平 17･12･21 臨時、旧第 51 条の２繰下、平 29･3･14 臨時）

（審査委員会への送致）

第５２条　会長は、第５１条第３項又は前条第５項において第４９条第１項に該当する事実があるとの決定をしたときは、執行役員会の議決を経て、審査委員会へ送致し、当該事案についての審査及び決議を求めなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 17･12･21 臨時）

２　審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第４９条第１項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決議する。

３　審査委員会は、前項の決議を行ったときは、速やかに会長に決議の内容を報告しなければならない。

４　第２項の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、審査委員会は速やかにその処分の理由の概要を作成して、会長に提出するものとする。（本項追加、平 27･1･21 臨時、改正、平 27･3･18 臨時）

（処分の執行及び公告）

第５３条　会長は、前条第２項に規定する審査委員会の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、速やかに（第４９条第２項第４号に定める処分については、経済産業大臣の認可を受けた後速やかに）当該処分を執行する。第４９条第６項に規定する場合において、退会処分をするときも、同様とする。（改正、平 27･1･21 臨時、同 27･3･18 臨時）

２　会長は、第４９条第２項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。（改正、平 26･3･19 臨時、同 27･1･21 臨時、同 27･3･18 臨時）

（１）会員の氏名（特許業務法人にあってはその名称）（本号追加、平 27･1･21 臨時）

（２）登録番号（特許業務法人にあってはその届出番号）（本号追加、平 27･1･21 臨時）

（３）第４９条第２項各号に規定する処分の方法（本号追加、平 27･1･21 臨時）

（４）前条第４項の規定により作成された処分の理由の概要（第４９条第６項に規定する場合において、退会処分をするときにあっては、会費滞納である旨）（本号追加、平 27･1･21 臨時、改正、平 27･3･18 臨時）

（５）前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項（本号追加、平 27･1･21 臨時）

３　会長は、前項第４号の処分の理由の概要を公表することにより、当該処分に係る事案の関係者に著し

い不利益を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査委員会に対して当該処分の理由の概要の変更を求めることができる。（本項追加、平 27･1･21 臨時）

（登録抹消の制限）

第５４条　本会は、第５１条第１項の綱紀委員会に対する調査の請求を行ったときは、処分の手続が結了するまでは、当該弁理士の登録を抹消することができない。

（継続研修義務不履行者に対する処分の特例）

第５４条の２　第４９条の規定にかかわらず、会長は、弁理士が第５７条第２項若しくは第３項、第５７条の２又は第５７条の２の２に違反したとき（以下「継続研修義務不履行」という。）は、当該弁理士を処分することができる。この場合において、第５３条の規定は適用しない。

２　処分の方法は、次の３種とする。

（１）戒告

（２）この会則によって会員に与えられた権利の２年を限度とする停止

（３）経済産業大臣に対する懲戒の請求

３　前項第１号又は第２号の規定による処分は、会長が継続研修履修状況管理委員会の調査を経てこれを行う。

４　会長は、前項の調査の報告を受けたときは、当該事案について第１項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決定する。この場合において、当該決定が処分を行うものである場合には速やかに処分を執行し、処分を行わないものである場合にはその旨を当該弁理士に通知する。

５　第２項第２号に規定する処分は、同項第１号の処分を受けた弁理士が、第５７条の２第１項に定める履修義務を履行しなかった場合に限り、これを行う。

６　会長は、第２項第２号の処分を受けた弁理士が、第５７条の２第１項に定める履修義務を履行しなかった場合は、継続研修履修状況管理委員会の調査を経て、執行役員会の議決により、審査委員会に送致することができる。

７　審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第１項に該当するか否かを審査し、第２項各号に掲げる処分について決議する。

８　第４９条第３項、第５２条第３項及び第５３条第１項の規定は、前項の場合に準用する。

９　会長は、第２項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。

（１）氏名

（２）登録番号

（３）第２項各号に規定する処分の方法

（４）処分の理由が継続研修義務不履行である旨

（５）前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項

１０　会長は、第６項の規定により審査委員会へ送致された弁理士が、第２項各号のいずれかの処分を受

けた場合において、第５７条の２第１項に定める履修義務を履行しなかったときは、第５１条第１項に規定する処分の手続を行うこととする。
（本条追加、平 27･5･29 定期）

（会員の処分等の細目）（見出し改正、平 27･5･29 定期）

第５５条　審査委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の組織、職務、審査手続、処分の公表、処分前公表その他会員の処分に関し必要な事項は、会令で定める。（改正、平 17･12･21 臨時、同 23･12･9 臨時、同 27･1･21 臨時、同 29･3･14 臨時）

２　この会則に定めるもののほか、継続研修の未履修者の履修状況の管理、受講勧告、その他継続研修義務不履行に関し必要な事項は、会令で定める。（本項追加、平 27･5･29 定期）

第５章　研　修

（研修の奨励）

第５６条　弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めなければならない。

（継続研修）

第５７条　弁理士が弁理士としての使命及び職責を全うし弁理士業務の質的向上を図るため、本会は、施行規則第２５条に定める継続研修として弁理士を対象に次に掲げる研修を行う。（改正、平 30･5･30 定期）

（１）倫理研修

（２）工業所有権法令、知的財産施策等に係る業務研修

（３）工業所有権に係る手続、周辺業務関連に係る業務研修　（前号に関するものを除く。）

（４）その他、弁理士としての業務を遂行するうえで必要とされる資質向上を図る業務研修

２　弁理士は、前項の研修を受講し、施行規則第２５条で定める研修期間内に次に掲げる７０単位以上の必要単位数を履修しなければならない。（改正、平 20･5･23 定期）

（１）前項第１号に規定する倫理研修は１０単位とし、必修とする。（本号追加、平 20･5･23 定期）

（２）前項第２号から４号までに規定する業務研修は６０単位以上とし、会長は前項第２号に規定する業務研修のうちから、必修科目を指定する。（本号追加、平 20･5･23 定期）

３　弁理士は、前項各号に定める必要単位数を既に満たしているか否かにかかわらず、前項第２号により会長が指定する必修科目については、内規で定める期間内に履修しなければならない。（改正［旧第 3 項削除、旧第 4 項繰上］、平 20･5･23 定期）

４　本会は、内規で定める継続研修履修結果を弁理士及び特許業務法人に通知するものとする。（旧第 5 項繰上、平 20･5･23 定期）

５　前４項のほか研修の実施に必要な事項は、会令で定める。（改正［旧第 6 項繰上］、平 20･5･23 定期）
（本条追加、平 20･3･19 臨時）

（継続研修義務不履行者の履修期限）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第５７条の２　弁理士は、継続研修義務不履行により処分を受けたか否かにかかわらず、当該処分の執行日又は処分不問の通知を受けた日から６月以内に、当該処分手続に係る不足単位数又は未履修の必修科目の履修をしなければならない。（改正、平 20･5･23 定期、同 26･3･19 臨時、同 27･5･29 定期）

２　会長は、前項の期間内に履修を完了しない弁理士について、第５７条第２項、同条第３項又は第５７条の２の２に違反した者と同様に取り扱うものとする。（改正、平 26･3･19 臨時）

（本条追加、平 20･3･19 臨時、改正、同 20･5･23 定期、同 23･12･9 臨時、同 26･3･19 臨時）

（登録抹消時までに履修義務を履行していない再登録者の履修義務）

第５７条の２の２　弁理士の登録を抹消された者が再び弁理士の登録を受けた場合において、当該抹消時までに会令で定める履修義務を履行していないときは、会令で定める期間内にその履修義務を履行しなければならない。（本条追加、平 26･3･19 臨時）

（継続研修の免除及び必要単位数の軽減）

第５７条の３　会長は、施行規則第２６条第３項又は第２７条第３項において定める審査において、申請事由が妥当でないと判断した場合は、その旨及び理由を文書で通知するものとする。（改正、平 20･5･23 定期）

２　前項の通知を受領した弁理士は、受領の日から３０日以内に文書により会長に異議を申し立てることができるものとする。

３　会長は、前項の異議申立てがあった場合には、再度審査をし、その結果を文書で通知するものとする。（改正、平 20･5･23 定期）

（本条追加、平 20･3･19 臨時）

（研修所の運営）

第５７条の４　第１４８条第１項に規定する研修所（以下この章において「研修所」という。）は、各事業年度（毎年４月１日より始まり翌年３月３１日に終わる期間をいう。以下この章において同じ。）の継続研修に関する実施計画を作成して運営に当たり、会長に報告すると共に、事業年度ごとに継続研修の実施状況をまとめ会長に報告する。

２　研修所は、弁理士の継続研修に対する理解を深め、履修の促進を図るために、弁理士の履修状況を的確に把握し、弁理士の研修活動の支援に当たるものとする。

３　研修所は、会長の命を受けて弁理士に対し継続研修に関する必要な指導、勧告を行うことができる。

（本条追加、平 20･3･19 臨時）

（経済産業大臣の承認に関する手続）

第５７条の５　会長は、研修所が作成した実施計画に従い、施行規則第２８条第１項の規定に基づく経済産業大臣の承認を得るために必要な手続をしなければならない。

２　会長は、研修所が作成した実施状況の報告について、施行規則第２８条第２項の規定に基づく経済産業大臣への報告をしなければならない。

（本条追加、平 20･3･19 臨時）

（意見の聴取）（見出し改正、平 20･3･19 臨時）

第５８条　本会は、第５７条第１項第１号の倫理研修の実施にあたっては、外部意見聴取会の意見を聴かなければならない。（旧第２項繰上、改正、平 20･3･19 臨時）

（継続研修の受講歴の公表）（見出し改正、平 20･3･19 臨時）

第５９条　本会は、弁理士の研修受講歴を公表する。（改正、平 20･3･19 臨時）

（研修の細目）

第６０条　研修に関し必要な事項は、会令で定める。（改正、平 20･3･19 臨時）

第６章　役　員

（役　員）

第６１条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１人

（２）副会長　　８人（改正、平 17･3･23 臨時）

（３）常議員　　６０人（改正、平 17･3･23 臨時）

（４）執行理事　　２０人以内（本号追加、平 17･3･23 臨時）

（５）監事　　１０人（改正、平 17･3･23 臨時）

（６）外部常議員　　５人以内（本号追加、平 28･12･21 臨時）

（７）外部監事　　５人以内（改正、平 17･3･23 臨時、旧第６号繰下、平 28･12･21 臨時）

（役員の職務）

第６１条の２　会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

２　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して会務を執行する。

３　副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

４　前項の規定により、副会長が会長の職務を行う順序は、あらかじめ会長が指定した順序による。ただし、会長が順序を指定していない場合は、弁理士登録の先順位の順序による。

５　執行理事は、会長又は副会長の委嘱を受けて本会の常務を執行することができる。

（本条追加、平 17･3･23 臨時）

（兼任の禁止）

第６２条　会長、副会長、常議員、執行理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。（改正、平17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時）

２　外部常議員及び外部監事（以下「外部役員」という。）は、相互にこれを兼ねることができない。（本項追加、平 28･12･21 臨時）

３　会長、副会長、常議員、執行理事及び監事は、次に掲げる委員会の委員（予備委員を含む。）を兼ねることができない。（改正、平 17･3･23 臨時、旧第 2 項繰下、平 28･12･21 臨時）

（１）審査委員会（旧 3 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（２）綱紀委員会（旧 1 号繰下、平 29･3･14 臨時）

（３）紛議調停委員会（旧 5 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（４）選挙管理委員会（旧 6 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（５）登録審査会（日本弁理士会の会長を除く。）（旧 4 号繰下、平 29･3･14 臨時）

（６）不服審議委員会（旧 2 号繰下、平 29･3･14 臨時）

（７）コンプライアンス委員会（本号追加、平 20･9･26 臨時）

（８）継続研修履修状況管理委員会（本号追加、平 23･12･9 臨時）

（９）処分前公表審議委員会（本号追加、平 29･3･14 臨時）

４　外部役員は、次に掲げる委員会等の委員（予備委員を含む。）を兼ねることができない。（本項追加、平28･12･21 臨時）

（１）審査委員会（旧 3 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（２）綱紀委員会（旧 1 号繰下、平 29･3･14 臨時）

（３）外部意見聴取会（旧 4 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（４）登録審査会（旧 5 号繰上、平 29･3･14 臨時）

（５）不服審議委員会（旧 2 号繰下、平 29･3･14 臨時）

（役員の選任等）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第６３条　会長１人を、隔年ごとに弁理士の中から選挙によって選任する。ただし、会長は引き続き２回を超えて選任されることができない。（改正、平 26･3･19 臨時）

２　副会長８人、常議員３０人（定数の半数）及び監事５人（定数の半数）を、毎年弁理士の中から選挙によって選任する。ただし、副会長は引き続き４回を超えて、監事は引き続いて選任されることができない。（改正、平 26･3･19 臨時）

３　執行理事は、弁理士の中から会長の指名により選任する。（改正、平 26･3･19 臨時）

４　会長は、執行理事を解任することができる。

５　執行理事を選任又は解任したときは、直近の総会の承認を受けなければならない。

６　会長若しくは副会長が欠けたとき、又は常議員６人以上若しくは監事２人以上が欠けたときは、補欠選挙を行わなければならない。ただし、残任期間が６月未満の場合は、この限りでない。

７　第１項ただし書及び第２項ただし書の規定により、会長、副会長又は監事に選任されることができな

い者は、会長、副会長又は監事の選出のための定時選挙、補欠選挙及び再選挙が行われる場合において、同一役員の候補者となることができない。（改正、平 26･3･19 臨時）

８　立候補時に弁理士登録年数が通算１０年未満の者は、会長の選挙の候補者となることができない。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

９　立候補時に弁理士登録年数が通算５年未満の者は、副会長の選挙の候補者となることができない。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

１０　外部役員は、弁理士以外の有識者から執行役員会が選任する。（改正、平 17･3･23 臨時、旧第８項繰下、平 26･3･19 臨時、改正、平 28･12･21 臨時）

１１　執行役員会は、外部役員を解任することができる。（本項追加、平 28･12･21 臨時）

１２　外部役員を選任又は解任したときは、直近の総会の承認を受けなければならない。（本項追加、平 28･12･21 臨時）

１３　この条に定めるもののほか、役員の選任等に関し必要な事項は、会令で定める。（本項追加、平 26･3･19 臨時、旧第 11 項繰下、平 28･12･21 臨時）

（選挙の単位等）

第６３条の２　会長は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

２　副会長は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

３　常議員は、各選挙区において、選挙する。

４　監事は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

（本条追加、平 17･3･23 臨時）

（選挙区及びその定員）

第６３条の３　前条第３項の選挙区は、会令で定める。

２　各選挙区に割り振る常議員の数（以下「定員」という。）は、毎年、第６１条第３号に定めた常議員の数の半数（３０人）を４月１日現在の各選挙区内に主たる事務所を置く弁理士（選挙権を有しない者を除く。）の数に按分して算出する。ただし、算出した定員が０の選挙区がある場合に、当該選挙区の前年度の定員が０であるときは、当該選挙区に定員１を割り振った後に、他の選挙区の定員を算出する。（改正、平 26･3･19 臨時）

３　定員０の選挙区は、第６３条第２項の規定にかかわらず、その年度の常議員の選挙は行わない。

（本条追加、平 17･3･23 臨時）

（選挙管理委員会等）（見出し改正、平 17･3･23 臨時）

第６４条　役員（執行理事及び外部役員を除く。）の選挙は、本会に設置された選挙管理委員会が管理する。（改正、平 28･12･21 臨時）

２　選挙の方法、選挙管理委員会の組織その他役員選挙に必要な事項は、会令で定める。

（役員の任期）

第６５条　会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の４月１日から２年とする。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　副会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の４月１日から１年とする。（本項追加、平 17･3･23 臨時）

３　常議員及び監事の任期は、その選挙のあった年度の次年度の４月１日から２年とする。（改正、平 17･3･23 臨時）

４　役員（執行理事及び外部役員を除く。以下この項において同じ。）が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（旧第 3 項繰下、平 17･3･23 臨時、改正、平 28･12･21 臨時）

５　執行理事の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。（本項追加、平 17･3･23 臨時）

６　外部役員の任期は、総会でその選任が承認された日の翌日からその日の属する年度の翌年度の定期総会の日までとする。（旧第 4 項繰下、平 17･3･23 臨時、改正、平 28･12･21 臨時、同 30･12･21 臨時）

７　任期の満了により退任する役員は、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。（旧第 5 項繰下、平 17･3･23 臨時）

（会長及び副会長の報酬）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第６５条の２　会長及び副会長には、報酬を支給する。（改正、平 26･3･19 臨時）

２　報酬の種類及びその額並びにその支給方法は会令で定める。（本項追加、平 26･3･19 臨時）
（本条追加、平 17･3･23 臨時）

（資格喪失）

第６６条　役員は、法第３２条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第４９条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止処分を受けたときは、その資格を失う。

（役員の解任）

第６７条　役員が、次の各号の一に該当するときは、弁理士の議決権の総数の３分の１以上に当たる議決権数（第９４条第２項の規定による議決権数を含む。）を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の３分の２以上の多数による決議を経て解任することができる。

（１）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（外部役員の秘密を守る義務）

第６７条の２　第３７条の規定は、外部役員について準用する。（本条追加、平 28･12･21 臨時）

（役員に関する細目）

第６８条　この会則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、会令で定める。（改正、平 17･3･23 臨時）

第７章　執行役員会（章題改正、平 17･3･23 臨時）

（執行役員会）

第６９条　会長、副会長及び執行理事は、執行役員会を組織する。

２　執行役員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）予算及び事業計画の策定並びにその執行に関する事項

（２）決算報告の作成に関する事項

（３）会員の指導、連絡及び監督に関する事務並びに事業の執行に関する事項

（４）総会及び常議員会に付する議案に関する事項

（５）常議員会から委任された事項

（６）その他会長が必要と認めた事項

（改正、平 17･3･23 臨時）

（執行役員会の招集）

第７０条　執行役員会は、会長がこれを招集する。

２　会長は、副会長の３分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに執行役員会を招集しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時）

（改正、平 17･3･23 臨時）

（定足数）

第７１条　執行役員会は、会長及び副会長のうち過半数が出席しなければ開会することができない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時）

（執行役員会の議事）

第７２条　執行役員会の議長は、会長がこれを務める。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　執行役員会における議決権は、出席した会長及び副会長が有し、その議事は、議決権総数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時）

３　執行理事は、執行役員会に出席し、議案に関して報告及び説明を行い、意見を述べることができる。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

（外部意見の聴取）

第７３条　会長は、外部の有識者からなる外部意見聴取会を設ける。

２　前項の外部意見聴取会に関し必要な事項は、会令で定める。

（機関長の出席等）

第７３条の２　第１０４条第１項の規定により設置された地域会の会長、第１４８条から第１５０条の３の３までに定める附属機関の長及び第６２条第３項各号に掲げる委員会又は第１０１条第１項の規定に

基づき設置される委員会（以下本条において「委員会」という。）の委員長（以下「機関長等」という。）は、当該地域会、附属機関又は委員会に関係する議案に関し、執行役員会に出席して意見を述べることができる。（本条追加、平 17･3･23 臨時、改正、平 30･12･21 臨時）

（執行役員会の細目）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第７４条　この会則に定めるもののほか、執行役員会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。（改正、平 17･3･23 臨時）

第８章　常議員会

（常議員会）

第７５条　常議員及び外部常議員は、常議員会を組織する。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時、同 28･12･21 臨時）

２　常議員会に議長１人及び副議長２人を置く。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

３　議長及び副議長は、常議員の互選により定める。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

４　議長及び副議長の任期は、前項の規定により選任された日の属する年度の末日までとする。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

５　第３項の互選は、毎年度の最初の常議員会において行う。ただし、議長又は副議長が欠けたときは、遅滞なく互選する。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

６　議長は、常議員会を総理する。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

７　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠員のときはその職務を行う。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

８　前項の規定により、副議長が議長の職務を代理若しくは行う順序は、あらかじめ議長が指定した順序による。ただし、議長が順序を指定していない場合は、弁理士登録の先順位の順序による。（本項追加、平 26･3･19 臨時）

（常議員会の招集権）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第７６条　常議員会は、会長又は議長がこれを招集する。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時）

２　会長又は議長は、常議員及び外部常議員の合計数の３分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに常議員会を招集しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時、同 28･12･21 臨時）

（常議員会の招集手続）（見出し改正、平 26･3･19 臨時）

第７７条　会長又は議長は、常議員会を招集するには、会日の７日前までに常議員及び外部常議員に通知及び議案の発送を行わなければならない。ただし、会長又は議長は、緊急を要すると認められるときは、当該期間を会日の２日前までに短縮することを妨げない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 26･3･19 臨時、同 28･12･21 臨時）

（常議員会の審議事項）

第７８条　常議員会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）総会に付する議案に関する事項

（２）総会から委任された事項

（３）会規の制定、改正又は廃止に関する事項

（４）本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項

（５）経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項

（６）審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項（改正、平17･12･21 臨時、同 20･9･26 臨時、同 23･12･9 臨時、同 29・3・14 臨時）

（７）本会又は会員の社会貢献に関する事項

（８）その他会長が必要と認めた事項

（改正、平 17･3･23 臨時）

第７９条　削除（総会による審議）（平 17･3･23 臨時）

（常議員会の決議の公示）（見出し改正、平 24･12･6 臨時）

第８０条　常議員会の決議は、１０日以内に公示しなければならない。ただし、秘密に属する事項は、この限りではない。（改正、平 24･12･6 臨時）

２　常議員会の決議の公示は、会報に掲載することにより行う。（改正、平 24･12･6 臨時）

３　前項の公示は、会報への掲載に代えて、電気通信回線を使用することにより行うことができる。ただし、公示の内容は、遅滞なく会報に掲載しなければならない。（本項追加、平 24･12･6 臨時）

（機関長等の出席）

第８０条の２　機関長等の常議員会への出席については、第７３条の２の規定を準用する。（本条追加、平17･3･23 臨時）

（常議員会の細目）

第８１条　この会則に定めるもののほか、常議員会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第９章　監事会

（監事会）

第８２条　監事及び外部監事は、監事会を組織する。

２　監事会に監事長１人及び副監事長２人を置く。

３　監事長及び副監事長は、監事及び外部監事の互選により定める。

４　監事長及び副監事長の任期は、前項の規定により選任された日の属する年度の末日までとする。

５　第３項の互選は、毎年度の最初の監事会において行う。

６　監事長は、監事会を総理する。

７　副監事長は、監事長を補佐し、監事長が欠けたとき、又は事故あるときは、監事長があらかじめ指定した順序により副監事長がその職務を行う。監事長が順序を指定していないときは、監事及び外部監事の選挙により副監事長のうちからその職務を行う者を定める。

８　監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する。（改正、平 17･3･23 臨時）

９　監事会は、監事長名をもって、執行役員会に対し、会務の執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関し、説明を求めることができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

１０　監事長は、会務執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関する監査の結果を総会に報告しなければならない。

１１　監事長は、必要に応じて執行役員会に出席し、会務執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関する監査の結果を報告することができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

（監事会の招集）

第８３条　監事会は、監事長がこれを招集する。ただし、毎年度の最初の監事会は、執行役員会が招集する。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　監事長は、監事の３分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに監事会を招集しなければならない。

（外部意見の聴取）

第８４条　監事会は、本会の資産及び会計の状況について外部専門家の意見を聴取しなければならない。

（調査の申立て）

第８５条　会員は、執行役員会が例規の規定による許可の申請に対して行った処分及び許可を取消し又は変更した処分について不服がある場合は、監事会に対し、調査の申立てをすることができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　前項の規定による調査の申立書は、処分について不服ある会員が監事会に提出する。

３　監事会は、前項の申立書を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を執行役員会に報告しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

４　執行役員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、再度審議の上処分を決定しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

第８６条　削除（外部監事の秘密を守る義務）（平 28･12･21 臨時）

（監事会の細目）

第８７条　この会則に定めるもののほか、監事会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第１０章　総　会

（総会の種類及び時期）

第８８条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年度５月末日までにこれを招集しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、天災地変その他の非常の場合において、定期総会の招集が極めて困難な理由があるときは、執行役員会の決議により定期総会の招集を延期することができる。この場合において、その延期の理由がなくなったときは、速やかに定期総会を招集しなければならない。（本項追加、令 3･3･3 臨時）

４　臨時総会は、執行役員会においてその必要を認める決議があったとき、又は監事会の決議による請求があったとき、又は弁理士４０人以上の共同の請求があったとき、これを招集しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、旧第 3 項繰下、令 3･3･3 臨時）

５　前項に規定する弁理士による総会招集の請求は、議案を添えて行わなければならない。（旧第 4 項繰下、令 3･3･3 臨時）

（総会の招集）

第８９条　総会は、会長が招集する。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の場合において、総会招集の決議又は請求があった日から１０日以内に会長が総会招集の手続を行わないときは、執行役員会の決議による場合は副会長が、監事会の決議による場合は監事長が、弁理士による共同の請求の場合は当該弁理士が、それぞれ総会を招集することができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

（総会の議決事項）

第９０条　総会は、例規に特別の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

（１）会則の制定、改正及び廃止に関する事項

（２）会令の制定、改正及び廃止に関する事項

（３）重要な財産の処分に関する事項

（４）予算、決算及び事業計画の承認に関する事項

（５）執行理事の選任又は解任の承認に関する事項（本号追加、平 17･3･23 臨時）

（６）外部役員の承認に関する事項（旧第 5 号繰下、平 17･3･23 臨時、改正、平 28･12･21 臨時）

（７）役員の解任に関する事項（旧第 6 号繰下、平 17･3･23 臨時）

（８）　第１０４条第１項の規定による地域会の設置、分割、合併、境界変更及び第１０５条に定める地域会規則に関する事項（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（９）第１１３条第２項に規定する無効の確認等に関する事項（改正、平 30･12･21 臨時）

（１０）常議員会及び執行役員会に対する、委員会の設置及び廃止その他委員会に関し必要な措置の実施の命令に関する事項（改正、平 17･3･23 臨時）

（１１）会務執行に関する調査のため、総会において必要と認める委員会の設置に関する事項（旧第 12 号繰上、平 17･3･23 臨時）

（１２）常議員会、執行役員会又は監事会において総会に付することを相当と認めた事項（改正、平 17･3･23 臨時）

（１３）外部意見聴取会の委員の承認に関する事項（本号追加、平 17･3･23 臨時）

（１４）前各号に掲げるもののほか、重要な事項

（総会の議長）

第９１条　総会の議長は、総会に出席した弁理士の互選による。

２　前項の互選は、出席した弁理士の有する議決権数（第９４条第２項の規定による議決権数を含む。）の多数決による。

（総会の議案）

第９２条　総会を招集するには、会日の１４日前までに各弁理士に通知及び議案の発送を行わなければならない。ただし、緊急を要すると認められる場合は、当該期間を会日の５日前までに短縮することができる。

２　総会招集の通知には、総会の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

３　第１項の議案には、その全文を記載し、かつ、理由の要旨を附記しなければならない。

４　第１項ただし書きの規定は、予算、決算並びに会則の制定、改正及び廃止に関する議案については適用しない。

５　第１項の規定にかかわらず、簡易な事項又は秘密にわたる事項については、議案の配布を省略することができる。

（総会の議案の臨時の提案）

第９３条　会長、副会長は、あらかじめ配布した議案に関連しその趣旨を達成するため必要と認められる議案を、総会において臨時に提案することができる。

２　弁理士が他の弁理士（第９４条第７項において、総会の出席者数に算入された委任者である弁理士を含む。）１００人以上の賛成を得たときは、議案に関連しその趣旨を達成するため必要と認められる議案を総会の議場において臨時に提案することができる。

（議決権）

第９４条　総会における議決権（以下、この章において「議決権」という。）は、弁理士１人につき１個とする。

２　議決権を有する弁理士は、その議決権を行使する権限を、本会所定の委任状（持参、郵送又は電気通信回線の使用により提出されたものを含む。以下同じ。）により、議決権を有し、かつ、総会に現に出席

する他の弁理士に委任することができる。(改正、平 23･12･9 臨時)

3　前項の場合において、議決権を行使する権限を委任する弁理士（以下、この章において「委任者」という。）は、議決権を行使させる弁理士（以下、この章において「受任者」という。）を代理人と定めて委任状に記載しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、委任者が代理人の記載のない委任状を本会に提出した場合には、当該委任者は、総会に現に出席する弁理士の議決権及び代理人の記載のある委任状により行使される議決権による表決において多数となった意思に賛成したものとみなす。

5　この場合においては、前項の表決の結果多数となった意思を表した議決権数に、代理人の記載のない委任状により行使される議決権数を加えた議決権数を多数とする議決が行われたものとする。

6　委任者は、その議決権の行使に関し、受任者の代理権の範囲を制限することができない。

7　委任者は、本会則における総会に出席した弁理士数に算入する。ただし、第３項の規定により代理人を定めた委任者を、出席した弁理士数に算入する場合には、代理人が現に総会に出席することを要する。

8　委任状は、委任者が、会日の１日前（その日が本会所定の休日に当たるときは、休日前の最後の平日。）までに本会に提出しなければならない。(改正、平 23･12･9 臨時)

（総会の決議）

第９５条　総会において、第９０条第１号及び第３号に規定する事項の決議をするときには、議決権の総数の３分の１以上に当たる議決権数（第９４条第２項の規定による議決権数を含む。）を有する弁理士の出席を要するものとする。

2　第９０条第２号に規定する事項の決議をするときには、議決権の総数の６分の１以上に当たる議決権数（第９４条第２項の規定による議決権数を含む。）を有する弁理士の出席を要するものとする。

3　総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した弁理士の議決権数（第９４条第２項の規定による議決権数を含む。）の過半数をもって決する。

4　議長は、前項の決議に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の決議の公示）（見出し改正、平 24･12･6 臨時）

第９６条　総会の決議は、１０日以内に公示しなければならない。ただし、秘密に属する事項は、この限りでない。(改正、平 24･12･6 臨時)

2　総会の決議の公示は、会報に掲載することにより行う。(改正、平 24･12･6 臨時)

3　前項の公示は、会報への掲載に代えて、電気通信回線を使用することにより行うことができる。ただし、公示の内容は、遅滞なく会報に掲載しなければならない。(本項追加、平 24･12･6 臨時)

（総会の細目）

第９７条　この会則に定めるもののほか、総会の議事、委任状の取扱い、その他総会に関し必要な事項は、会令で定める。

第１１章　委員会（章題改正、平 17･3･23 臨時）

第１節　削除（執行補佐役）（平 17･3･23 臨時）

第９８条　削除（執行補佐役の選出）（平 17･3･23 臨時）

第９９条　削除（執行補佐役の職務）（平 17･3･23 臨時）

第１００条　削除（執行補佐役の細目）（平 17･3･23 臨時）

第２節　委員会

（委員会の設置）

第１０１条　本会は、例規に特別の定めがあるもののほか、常議員会、執行役員会において必要があると認めるときは、委員会を設けることができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　委員会が運営のための費用を必要とする場合には、執行役員会はその予算成立に必要な手続を行わなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

３　本会は、必要に応じて外部委員を委嘱することができる。

（地位の喪失）

第１０２条　委員会の委員は、法第３２条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第４９条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止の処分を受けたときは、その地位を失う。

（委員会の細目）

第１０３条　この会則に定めるもののほか、委員会の組織、議事その他委員会に関し必要な事項は、会令で定める。

第１２章　支　部

第１節　支　部

（地域会の設置）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０４条　本会は、会令で定める地域（以下「単位地域」という。）に、法第５８条に規定する支部として、地域会を置くことができる。（改正、平 30･12･21 臨時）

２　地域会は、単位地域内に事務所を有する会員をもって組織する。（旧 3 項繰上、改正、平 30･12･21 臨

時）

３　地域会は、下部組織を設けることができる。（旧４項繰上、改正、平 30･12･21 臨時）

４　地域会の名称は、「日本弁理士会」に続けて、当該地域会の置かれる単位地域の名称に「会」を付したものとする。（本項追加、平 30･12･21 臨時）

（改正、平 17･3･23 臨時）

（地域会の分割、合併等）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０４条の２　本会は、総会の決議を経て地域会の分割、合併又は境界変更をすることができる。（本条追加、平 17･3･23 臨時、改正、平 30･12･21 臨時）

（地域会規則）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０５条　地域会規則は、会令で定める。

２　地域会規則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）地域会の名称及び事務所の所在地

（２）地域会の事業に関する事項

（３）地域会を組織する会員（以下「地域会会員」という。）に関する事項

（４）第１０８条第１項に規定する役員（以下「地域会役員」という。）に関する事項

（５）地域会の総会（以下「地域会総会」という。）に関する事項

（６）前各号に掲げるもののほか、地域会において必要と認める事項

（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（地域会の事業）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０６条　地域会は、次の事業を行う。（改正、平 30･12･21 臨時）

（１）地域会会員の指導、連絡及び監督に関すること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（２）会務に関し、本会から地域会に委任された事項を実行すること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（３）本会からの通達内容を地域会会員に徹底させること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（４）地域会会員の資質の向上を図る事業を行うこと。（改正、平 30･12･21 臨時）

（５）地域会会員の綱紀を保持し、その信用及び品位の向上を図る施策を実施すること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（６）地域会会員の意見を本会に連絡すること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（７）本会に対し建議をし、若しくは諮問に対し答申をすること。（改正、平 30･12･21 臨時）

（８）知的財産権制度の普及及び改善に関すること。

（９）知的財産活動の支援に関すること。

（１０）前各号に掲げるもののほか、会則及び地域会規則に定める目的の範囲内において適当と認める事業を行うこと。（改正、平 30･12･21 臨時）

（改正、平 17･3･23 臨時）

第１０７条　削除（支部設置の手続）（平 17･3･23 臨時）

（地域会役員）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０８条　地域会に、次の地域会役員を置く。（改正、平 30･12･21 臨時）

（１）会長　　１人（改正、平 30･12･21 臨時）

（２）副会長　若干人（改正、平 30･12･21 臨時）

（３）幹事　　若干人

（４）監査役　　若干人

（改正、平 17･3･23 臨時）

２　前項第１号に掲げる会長は１人とし、同第２号に掲げる副会長、同第３号に掲げる幹事及び同第４号に掲げる監査役の人数は、会令で定める。（本項追加、平 30･12･21 臨時）

（地域会役員の職務）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１０８条の２　地域会の会長は、地域会を代表し、当該地域会の事務を総理する。

２　地域会の副会長は、地域会の会長を補佐し、地域会の会長に事故があるときはその職務を代理し、地域会の会長が欠員のときはその職務を行う。

３　地域会の幹事は、地域会の会長及び地域会の副会長の事務の執行を補佐する。

４　地域会の監査役は、地域会の事務の執行及び会計を監査する。

（本条追加、平 17･3･23 臨時、改正、平 30･12･21 臨時）

（事業計画及び予算）

第１０９条　地域会は、毎事業年度、事業計画及び予算を定め、地域会の会長は、遅滞なく、これらを会長に報告しなければならない。臨時の事業計画及び予算についても、同様とする。（改正、平 30･12･21 臨時）

２　会長は、前項の事業計画及び予算について、不適切と認めるものがあるときは、その変更を求めることができる。

（改正、平 17･3･23 臨時）

（事業計画及び予算の執行）

第１１０条　地域会の事業計画及び予算の執行に関する事項並びに本会の委任を受けた事項については、地域会の会長がこれを行う。（改正、平 30･12･21 臨時）

（決　算）

第１１１条　地域会は、毎事業年度終了後、決算を行い、地域会の会長は、遅滞なく、これを会長に報告しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（地域会総会招集の報告等）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１１２条　地域会の会長は、地域会総会の招集を通知するときは、地域会総会の日時、場所及び議題を会長に報告しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　会長及び副会長は、地域会総会に出席して意見を述べることができる。

３　地域会の会長は、地域会総会の決議を遅滞なく会長に報告しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

（改正、平 30･12･21 臨時）

（決議の無効等）

第１１３条　地域会総会の決議又は地域会役員の行為で、法令、例規又は総会の決議に違反するもの（次項において「無効な決議等」という。）は、無効とする。

２　地域会において無効な決議等があった場合においては、本会は、総会の決議をもって、その無効の確認をし、あわせて当該地域会に対して役員の改選を命ずることができる。

（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（地域会費）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１１４条　本会は、地域会に対し、予算で定める地域会費を交付する。

２　前項の地域会費の額は、当該地域会に属する弁理士数（当該地域会に従たる事務所のみを設置する弁理士の数を含む。）より算出される額と、当該地域会に属する特許業務法人数より算出される額の合算額を限度とする。（改正、平 19･3･28 臨時、同 25･12･20 臨時）

３　当該地域会に属する弁理士数より算出される額の基礎となる弁理士の一人当たりの額は、当該弁理士数が５０人以内の部分については、弁理士の会費に１２を乗じた額（以下「会費年額」という。）の１０分の６、５１人以上１００人以内の部分については会費年額の１０分の５、１０１人以上５００人以内の部分については会費年額の１０分の４、５０１人以上１０００人以内の部分については会費年額の１０分の３、１００１人以上の部分については会費年額の１０分の１とする。（本項追加、平 25･12･20 臨時）

４　当該地域会に属する特許業務法人数より算出される額の基礎となる特許業務法人の一法人当たりの額は、特許業務法人の会費に１２を乗じた額の１０分の３とする。（本項追加、平 25･12･20）

５　第１項の地域会費には、本会分室の維持費及び当該本会分室に勤務する本会の事務局職員の人件費は、含まないものとする。（旧第３項繰下、平 25･12･20 臨時）

（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（地域会会長会議）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１１５条　会長は、会務の執行につき必要があると認めたときは、地域会会長会議を開くことができる。

（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

（地域会設置等の細目）（見出し改正、平 30･12･21 臨時）

第１１６条　この会則に定めるもののほか、地域会の運営、地域会の設置、分割、合併又は境界変更の手続その他地域会に関し必要な事項は、会令で定める。

（改正、平 17･3･23 臨時、同 30･12･21 臨時）

第２節　削除（地区部会）（平 17･3･23 臨時）

第１１７条　削除（地区部会の設置）（平 17･3･23 臨時）

第１１８条　削除（地区部会の権限）（平 17･3･23 臨時）

第１１９条　削除（会令への委任）（平 17･3･23 臨時）

第１３章　紛議調停

（紛議調停委員会の設置等）

第１２０条　本会に紛議調停委員会を置く。

２　紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行う。

３　紛議調停委員会に調査部を置く。

４　調査部は、紛議調停委員会の紛議の調停に先立ち、当該紛議の調停に係る事件の調査を行う。

（紛議調停委員会の組織）

第１２１条　紛議調停委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　紛議調停委員会の委員は、弁理士のうちから常議員会の決議を経て、３月に会長が選任する。（改正、平 17･12･21 臨時）

３　紛議調停委員会に委員長１人、副委員長若干人を置く。

４　委員長及び副委員長は、委員のうちから３月に会長が選任する。（改正、平 17･12･21 臨時）

５　委員長は、紛議調停委員会を代表し、紛議調停委員会を総理する。

６　副委員長は、委員長を補佐する。

７　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

８　前項の規定により、副委員長が委員長の職務を行う順序は、副委員長選任時に会長が指定した順序による。

９　委員長又は副委員長が欠けたときは、会長は委員のうちから委員長又は副委員長の補充の選任を速やかに行う。（改正、平 17･12･21 臨時）

１０　委員長又は副委員長に事故あるとき、会長はその事故の解消に要する時間的要素等を考慮し、必要に応じて、委員長又は副委員長を解任し、委員長又は副委員長の補充の選任を行う。

１１　委員の任期は、選任された年の４月１日から２年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、常議員会の決議を経て会長がこれを補充し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（改正、平 17･12･21 臨時）

１２　前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了した場合において、退任すべき委員が関与する紛議の調停がなお継続中であるときは、当該紛議の調停が終了するまでの間に限り、当該委員は、引き続きそ

の職務を行う。

１３　会長は、必要に応じて、学識経験者のうちから常議員会の決議を経て臨時委員を委嘱することができる。（改正、平 17･12･21 臨時）

１４　前項の臨時委員の任期は、会長が定める。

１５　調査部は、委員若干人をもって組織する。

１６　調査部の委員は、紛議調停委員会委員のうちから、委員長が選任する。

１７　調査部に調査部長１人を置く。

１８　調査部長は、調査部の委員のうちから委員長が選任する。

（調停の請求等）

第１２２条　会員又は当事者その他の関係人は、本会に対し、会員の業務に関する紛議につき、調停を請求することができる。

２　会長は、前項の規定による請求があったときは、紛議調停委員会に対し、その紛議の調停を委嘱する。

（委員の除斥等）

第１２３条　紛議調停委員会の委員は、自己に利害関係のある事件に加わることができない。

２　紛議調停委員会の委員が調停又は調査の公正を害するおそれがあるときは、会員又は当事者その他の関係人は、会長に対し、忌避の申立てをすることができる。

３　紛議調停委員会の委員は、調停又は調査の公正を疑われるおそれがあると思料するときは、回避することができる。

（調停の報告）

第１２４条　紛議調停委員会の委員長は、調停が成立し、若しくは成立しなかったとき、又は調停の請求の取下げその他の理由により紛議の調停が終了したときは、その旨を書面により会長に報告しなければならない。

２　会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、その結果を会員及び当事者その他の関係人に通知しなければならない。

（調停結果に従う義務）

第１２５条　紛議の調停が成立したときは、会員及び当事者その他の関係人は、調停の結果に従わなければならない。

（秘密の保持）

第１２６条　調停の手続及び紛議調停委員会の議事は、非公開とする。

２　紛議調停委員会の委員及び本会の職員は、調停又は調査について職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（紛議調停の細目）

第１２７条　この会則に定めるもののほか、紛議の調停、調査に関し必要な事項は、会令で定める。

第１４章　登録審査会

（登録審査会の設置等）

第１２８条　本会に登録審査会を置く。

２　登録審査会は、執行役員会の請求により、法第１９条第１項の規定による登録の拒否、法第２３条第１項の規定による登録の取消し及び法第２５条第１項の規定による登録の抹消について必要な審査を行う。（改正、平 17･3･23 臨時）

（登録審査会の組織）

第１２９条　登録審査会は、会長及び委員４人をもって組織する。

２　登録審査会の会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

３　委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受けて、弁理士１人、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員１人及び学識経験者２人を委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（登録審査会の招集）

第１３０条　登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。

（登録審査会の議事）

第１３１条　登録審査会の会長は、会務を総理する。

２　登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　登録審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長の決するところによる。

４　登録審査会の会議は非公開とする。

（守秘義務）

第１３２条　登録審査会の会長及び委員並びに本会の職員は、正当な理由がなければ、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（登録審査会の細目）

第１３３条　登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第１５章　会計及び資産

（会計年度）

第１３４条　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（本会の経費）

第１３５条　本会の経費は、会費、登録料、特許業務法人の入会届出料、寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。

（会計帳簿等）

第１３６条　執行役員会は、定期総会の会日から起算して１４日前までに財産目録及び貸借対照表を作成し、これを本会事務所に備えなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時）

２　会計帳簿の種類及び様式その他会計に関し必要な事項は、会令で定める。

（事業計画及び予算等）（見出し改正、平 21･1･21 臨時）

第１３７条　事業計画の承認及び予算の成立、特別会計の設置及び改廃並びに不動産その他重要な権利の取得及び処分については、総会の決議を経なければならない。（改正、平 21･1･21 臨時）

２　事業計画案及び予算案は、執行役員会が定期総会に提出しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、改正、同 21･1･21 臨時）

３　定期総会において事業計画の承認が得られないとき又は予算が成立するに至らないときは、執行役員会は、事業計画案又は予算案を修正の上、速やかに臨時総会を招集してこれを提出しなければならない。（改正、平 17･3･23 臨時、改正、同 21･1･21 臨時）

４　総会における事業計画の承認及び予算の成立に至るまでは、前年度の事業計画及び予算をそれぞれ暫定事業計画及び暫定予算とする。なお、暫定事業計画は、総会において事業計画の承認が得られると同時にその効力を失い、また、暫定予算も、総会において予算が成立すると同時にその効力を失うものとする。（本項追加、平 21･1･21 臨時、改正、同 21･1･21 臨時）

（収入及び支出）

第１３８条　本会の収入及び支出は、予算の定めるところによる。ただし、総会における予算の成立に至るまでは、暫定予算による収入及び支出を行わなければならない。

２　前項ただし書の規定による収入及び支出は、総会で成立した予算による収入及び支出とみなす。（改正、平 21･1･21 臨時）

（予算外支出等）

第１３９条　執行役員会は、緊急やむを得ない理由がある場合は、常議員会の決議を経て、予算外支出又

は予算超過支出を行うことができる。ただし、天災地変その他非常の場合において、常議員会の開催が困難であるときは、執行役員会の決議により予算外支出又は予算超過支出を行うことができる。(改正、平 17･3･23 臨時)

２　前項の規定により予算外支出又は予算超過支出を行ったときは、執行役員会は、直近の総会に報告し、その承認を得なければならない。(改正、平 17･3･23 臨時)

３　前項の場合において、総会の承認を得ることができないときは、第１項の規定による予算外支出及び予算超過支出は、以後その効力を失う。

(特例支出等)

第１３９条の２　第１３８条第１項ただし書きの規定にかかわらず、執行役員会は、総会における予算成立前に支出しなければならないやむを得ない理由があるときに限り、前年度の総会で予算を伴うものとして承認された事業を行うための支出（以下「特例支出」という。）をすることができる。(改正、平 17･12･21 臨時、同 21･1･21 臨時)

２　前項の場合において、特例支出の額は、前年度の当初予算の予備費の額を限度とする。

３　執行役員会は、特例支出を行ったときは、これを定期総会に提出する予算案に計上しなければならない。(改正、平 17･12･21 臨時)

４　前項の場合において、執行役員会は、予算案に特例支出が計上されていることを総会に報告しなければならない。(改正、平 17･12･21 臨時)

５　成立した予算が、特例支出を計上したものでないときは、当該特例支出は以後、その効力を失う。(本条追加、平 17･3･23 臨時)

(決　算)

第１４０条　執行役員会は、前年度の決算を定期総会に提出し、その承認を得なければならない。(改正、平 17･3･23 臨時)

(資産の管理)

第１４１条　本会の資産は、執行役員会がこれを管理する。(改正、平 17･3･23 臨時)

(会計及び資産の細目)

第１４２条　この会則に定めるもののほか、会計及び資産に関し必要な事項は、会令で定める。

第１６章　会　費

(会費の額)

第１４３条　第３５条第１項の会費の額は、次の各号に掲げる者にあっては、当該各号に定める額とする。(改正、平 24･5･25 定期)

（１）弁理士　　月額１５，０００円（本号追加、平 24･5･25 定期）
（２）特許業務法人　月額１０，０００円（本号追加、平 24･5･25 定期）

（会費の免除）（見出し追加、平 28･3･16 臨時）

第１４４条　弁理士は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月、又は第４項に規定する申請がされた日の属する月の翌月のうちいずれか遅い月から、第３５条第１項に定める会費の納付の免除を受けることができる。（改正、平 28･3･16 臨時）
（１）弁理士登録後満５０年が経過した者
（２）弁理士登録後満２５年が経過し、かつ、年齢満８０歳に達した者
２　弁理士は、会令に定める特別な職務に就いた場合であって、会長が必要と認めるときは、その就任の日の属する月の翌月、又は第４項に規定する申請がされた日の属する月の翌月のうちいずれか遅い月から、離任の日の属する月までの期間（その就任の日が月の初日であって、その日の属する月以前に第４項に規定する申請がされた場合は、その就任の日が属する月から離任の日が属する月までの期間）、第３５条第１項に定める会費の納付の免除を受けることができる。（改正、平 28･3･16 臨時）
３　弁理士又は特許業務法人は、会令に定める特別な事情がある場合であって、会長が必要と認めるときは、会令で定めるところにより、第３５条第１項に定める会費の納付の免除を受けることができる。（本項追加、平 20･3･19 臨時、改正、平 28･3･16 臨時）
４　前３項の規定による免除を受けようとする弁理士又は特許業務法人は、その旨を本会に申請しなければならない。（旧第 3 項繰下、改正、平 20･3･19 臨時）

第１７章　情報の公表（章題改正、平 20･3･19 臨時）

（情報の公表）（見出し改正、平 20･3･19 臨時）

第１４５条　本会は、次に掲げる情報を公表するものとする。（改正、平 20･3･19 臨時）
（１）予算、決算、事業計画その他の本会の運営に関する情報
（２）法第７７条の２第１項及び施行規則第３４条に規定する弁理士に関する情報（本号追加、平 20･3･19 臨時）
（３）会員の業務における専門分野等に関する情報（旧 2 号繰下、平 20･3･19 臨時）

（情報の公表の細目）（見出し改正、平 20･3･19 臨時）

第１４６条　この会則に定めるもののほか、情報の公表に関し必要な事項は、会令で定める。（改正、平 20･3･19 臨時）

第１８章　附属機関

（附属機関の定義等）

第１４７条　この会則において、附属機関とは、本会が第３条に定める事務及び事業を行うに当たり必要がある場合において、本章の規定により設置する機関をいう。

２　附属機関は、この会則で定める事業を行う。

（研修所）

第１４８条　本会は、附属機関として研修所を置く。

２　研修所は、弁理士、弁理士となる資格を有する者その他執行役員会において適当と認める者を対象として、必要な研修を行うことを目的とする。（改正、平 17･3･23 臨時）

３　研修所の会計処理は、第１３７条の規定により設置する特別会計による。

４　この会則に定めるもののほか、研修所の組織、運営その他研修所に関し必要な事項は、会令で定める。

（中央知的財産研究所）

第１４９条　本会は、附属機関として中央知的財産研究所を置く。

２　中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする。

３　この会則に定めるもののほか、中央知的財産研究所の組織、研究員、運営その他中央知的財産研究所に関し必要な事項は、会令で定める。

（知的財産支援センター）

第１５０条　本会は、附属機関として知的財産支援センターを置く。

２　知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的とする。

３　この会則に定めるもののほか、知的財産支援センターの組織、支援事業その他知的財産支援センターに関し必要な事項は、会令で定める。

第１５０条の２　削除（知的財産価値評価推進センター）（平 29・3・14 臨時）

（国際活動センター）

第１５０条の３　本会は、附属機関として国際活動センターを置く。

２　国際活動センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的とする。

３　この会則に定めるもののほか、国際活動センターの組織、事業その他国際活動センターに必要な事項は会令で定める。

（本条追加、平 16･12･22 臨時）

（広報センター）

第１５０条の３の２　本会は、附属機関として広報センターを置く。

２　広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の広報活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的とする。

３　この会則に定めるもののほか、広報センターの組織、事業、その他広報センターに必要な事項は会令で定める。

（本条追加、平 21･11･26 臨時）

（知的財産経営センター）

第１５０条の３の３　本会は、附属機関として知的財産経営センターを置く。

２　知的財産経営センターは、企業等における知的財産を事業に活かす経営及び知的財産の価値評価についての調査、研究及び情報提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度の普及及び改善に寄与することを目的とする。

３　この会則に定めるもののほか、知的財産経営センターの組織、事業その他知的財産経営センターに関し必要な事項は、会令で定める。

（本条追加、平 29・3・14 臨時）

第１８章の２　実務修習（本章追加、平 20･9･26 臨時）

（実務修習への協力）

第１５０条の４　本会は、実務修習の円滑な実施に関し必要な協力をしなければならない。

（実務修習事務）

第１５０条の５　会長は、研修所に実務修習事務の実施を委嘱しなければならない。

（修習事務規程）

第１５０条の６　法第１６条の６第１項に規定する修習事務規程その他実務修習に関し必要な事項は、内規で定める。

（実務修習の日程の公示方法）

第１５０条の７　会長は、実務修習の日程、実施場所及び受講申請の受付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項を、施行規則第２１条の１１によって読み替えられた施行規則第２１条の５の規定に基づく官報による公告に加え、電気通信回線の使用による掲載その他の適切な方法により公示する。

（経済産業大臣に対する手続）

第１５０条の８　会長は、法第１６条の３第１項に規定する指定修習機関の指定を受けるために、施行規則第２１条の１３の規定に基づいて、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　会長は、法第１６条の７の規定に基づいて、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　会長は、本会が法第１６条の３第１項に規定する指定修習機関として指定された後遅滞無く、弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号。以下「施行令」という。）第４条第１項の規定に基づき、認可を受けようとする手数料の額及び実務修習事務の実施に要する費用の額に関し、施行規則第２１条の２３で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

４　会長は、本会が法第１６条の３第１項に規定する指定修習機関として指定された後遅滞無く、認可を受けようとする修習事務規程に関し、施行規則第２１条の１６第１項にしたがって、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

５　会長は、施行令第４条第１項の規定に基づき、手数料の額の変更の認可を受けようとするときは、施行規則第２１条の２３で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

６　会長は、指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地の変更の届出、修習事務規程の変更の認可又は実務修習事務休廃止許可の申請を行うときは、施行規則第２１条の１４、同第２１条の１６第２項又は同第２１条の２０の規定にしたがって、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第１９章　防災会議及び災害対策本部

（防災会議）

第１５１条　本会に、防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定するための防災会議を置く。

２　この会則に定めるもののほか、防災会議の組織、運営その他防災会議に関し必要な事項は、会令で定める。

（災害対策本部）

第１５２条　災害発生時の本会の機能の維持又は回復を図り、併せて被災した会員に対する連絡及び支援を行うため、必要に応じて災害対策本部を設置することができる。

２　この会則に定めるもののほか、災害対策本部の組織、運営その他災害対策本部に関し必要な事項は、会令で定める。

第２０章　共同事業

（日本知的財産仲裁センター）

第１５３条　本会は、この会則で定める事業として、日本弁護士連合会と共同して、日本知的財産仲裁センターを設置する。

２　日本知的財産仲裁センターは、知的財産に関する紛争につき、公正かつ迅速な手続による紛争の法律的解決を目的とする。（改正、平 14･5･16 定期）

３　日本知的財産仲裁センターの組織及び運営その他日本知的財産仲裁センターに関し必要な事項は、日本弁護士連合会と協議して、日本知的財産仲裁センター基本規程で定める。

（改正、平 13･5･25 定期）

第２１章　事務総長及び事務局

（事務総長）

第１５４条　本会に事務総長１人を置く。

２　事務総長の任免は、執行役員会の決議を経て会長がこれを行う。（改正、平 17･3･23 臨時）

３　事務総長は、執行役員会の命を受けて本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。（改正、平 17･3･23 臨時）

４　執行役員会は、本会の会議に事務総長を出席させ、その意見を求めることができる。（改正、平 17･3･23 臨時）

５　この会則に定めるもののほか、事務総長に関し必要な事項は、会令で定める。

（事務局）

第１５５条　本会に事務局を置く。

２　事務局は、本会の庶務をつかさどる。

３　事務局の職制その他事務局に関し必要な事項は、会令で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成１３年４月１日から施行する。

（１）第６１条第１項第４号、第６３条第５項、第６５条第４項及び第８６条にそれぞれ定める外部監事に関する規定、並びに第８２条第１項、第３項及び第７項の規定のうちそれぞれ外部監事に関する規定

（２）第７３条の外部意見聴取会の規定

（３）第１４８条第３項に定める研修所の会計処理の規定

（４）第１９章の防災会議及び災害対策本部の規定

２　第１４条第１項の規定のうち登録料の金額に関する規定は、平成１３年４月１日から適用することとし、平成１３年３月３１日までは、なお従前の例による。

（旧会則の規定に基づく処分等の効力）

第２条　この会則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の日本弁理士会則（以下「旧会則」という。）の規定により日本弁理士会がした処分、手続その他の行為は、改正後の日本弁理士会会則（以下「新会則」という。）の相当する規定により日本弁理士会がした処分、手続その他の行為とみなす。

２　この会則の施行の際現に旧会則の規定により日本弁理士会に対してされている申請、届出その他の行為は、新会則の相当する規定に基づいて、日本弁理士会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（役員に関する経過措置）

第３条　旧会則により選出され、就任し、新会則施行の際現に会長たる理事及び副会長たる理事である者は、新会則により選挙され、就任した会長及び副会長とみなす。この場合において、新会則により選挙され、就任した会長及び副会長とみなされる者の任期は、新会則第６５条第１項の規定にかかわらず、施行日における旧会則の規定による会長たる理事又は副会長たる理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

２　旧会則により選出され就任した常議員のうち、新会則施行の際現に常議員である者は、新会則第６１条第１項第５号の常議員となったものとみなす。この場合において、常議員となったものとみなされる者の任期は、新会則第６５条第２項の規定にかかわらず、施行日における旧会則の規定による常議員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この会則の施行の際現に旧会則に規定する常議員会の議長又は副議長である者は、それぞれ、施行日に新会則第７５条第２項に規定する常議員会の議長又は副議長として選任されたものとみなす。この場合において、常議員会の議長又は副議長として選任されたものとみなされる者の任期は、新会則第７５条第４項の規定にかかわらず、施行日における旧会則の規定による常議員会の議長又は副議長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

４　第２項の規定により常議員として選任されたものとみなされる者は、新会則第６３条第１項の規定にかかわらず、監事１０人を互選する。この場合において、監事に選任された常議員は、その選任された時に、常議員としての地位を失う。

５　前項の規定により選任された監事の任期は、その者が第２項後段の規定により有していた常議員としての任期と同一の期間とする。

（役員制度及び役員選挙に関する経過措置）

第４条　前条に規定するもののほか、役員制度に関する経過措置は、会令「役員制度に関する経過措置」で定める。

２　新会則施行後最初の役員選挙は、新会則第６３条第１項の規定にかかわらず、平成１３年３月に実施する。この選挙の細目は、会令「役員選挙に関する経過措置」で定める。

（委員会に関する経過措置）

第５条　旧会則の下に設置された委員会（本条において「旧委員会」という。）であって、新会則施行の際

現に存在するものは、新会則の下に設置された委員会（本条において「新委員会」という。）とみなす。

２　旧委員会の委員長、副委員長及び委員であって、新会則施行の際現に委員長、副委員長及び委員である者は、新委員会の委員長、副委員長及び委員となったものとみなす。

（地区部会に関する経過措置）

第６条　旧会則に基づいて設置された地区部会であって、新会則施行の際に現に存在するものは、新会則施行の日において、新会則に基づく地区部会となったものとみなす。

２　旧会則により選任された地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員であって、新会則施行の際に現に地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員である者は、新会則及び会令「地区部会規則」により選任された地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員となったものとみなす。

（支部及び支部の役員に関する経過措置）

第７条　旧会則に基づいて設立された支部であって、新会則施行の際現に存在するものは、新会則施行の日において、新会則に基づく支部となったものとみなす。

２　旧会則により選任された支部の幹事及び監査幹事であって、新会則施行の際現に幹事及び監査幹事である者は、新会則、及び会令第１６号近畿支部規則又は会令第２１号東海支部規則により選出された幹事及び監査役となったものとみなす。

（審査委員会に関する経過措置）

第８条　審査委員会規程（会則第２号、本条おいて「旧規程」という。）は廃止する。

２　旧規程により選任され、新会則施行の際現に審査委員会の委員及びその予備委員である者は、新会則及び審査委員会規則（会令、本条において「新規則」という。）により選任された審査委員会の委員及びその予備委員とみなす。

３　前項において、新会則及び新規則により審査委員会の委員及びその予備委員として選任されたとみなされる者の任期は、平成１３年３月３１日までとする。

４　新会則施行の日において旧規程に基づき審査中の事案は、新会則及び新規則の下に組織された審査委員会が引き継いで審査する。この場合において、その事案の審査については、旧規程の規定は、なおその効力を有する。

（弁理士登録審査会に関する経過措置）

第９条　弁理士登録審査会規程（会則第８号、本条において「旧規程」という。）は、廃止する。

２　旧規程により選任された弁理士登録審査会の委員であって、任期の始期が平成１３年１月１日である者の任期の終期は、平成１３年１月５日とする。

３　新会則施行の日において、旧規程に基づき弁理士登録審査会が審査中の事案は、新会則の下に組織された登録審査会で引き継いで審査する。

（紛議調停に関する経過措置）

第１０条　紛議調停規則（会則第１３号、本条において「旧規則」という。）は、廃止する。

２　旧規則により選任され、新会則施行の際現に紛議調停委員会の委員である者は、紛議調停規則（会令、本条において「新規則」という。）により選任された紛議調停委員会の委員とみなす。

３　新会則施行の日において、旧規則に従って調停中の事件は、新会則により組織された紛議調停委員会が引き継いで、新規則に従って調停を行う。

（他の会則の効力等）

第１１条　次に掲げる改正前の会則（以下、「旧会則」という。）は、新会則の下の会令に改められたものとする。

（１）旧会則第１１号「日本弁理士会研修所規則」

（２）旧会則第１２号「役員選挙規則」

（３）旧会則第１４号「日本弁理士会中央知的財産研究所規則」

（４）旧会則第１５号「福利厚生共済規程」

（５）旧会則第１６号「日本弁理士会知的財産支援センター規則」

２　前項各号の旧会則は、会令「旧令規の改正及び存続に関する経過措置」別表第１の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（会令への委任）

第１２条　第２条から前条までに定めるもののほか、新会則の施行に必要な経過措置は、会令で定める。

附　則

この会則の一部改正は、平成１３年５月２５日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成１４年５月１６日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成１４年１２月１８日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成１６年１月６日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、次の各号のとおりとする。

（１）平成１７年３月２３日から施行　　第４０条、第９０条第１３号、第１３９条の２

（２）平成１７年８月１日から施行　　第６３条第２項、第６３条の２、第６３条の３、第６４条、第１０４条から第１１９条まで（ただし、第１０４条第１項の規定は会令で定めるすべての支部地域に支部が成立した日から施行し、第１１７条から第１１９条の規定の廃止はすべての地区部会を廃止した日より施行する。

（３）平成１８年４月１日から施行　　第６条、第７条、第３４条、第５２条、第５８条、第６１条から第６５条の２（ただし、第６３条第２項、第６３条の２、第６３条の３、第６４条の規定を除く）、第６８条から第７２条、第７３条の２から第８３条、第８５条、第８８条から第９０条、第９８条から第１０１条、第１２８条、第１３６条、第１３７条、第１３９条から第１４１条、第１４８条、第１５４条

（旧支部に関する経過措置）

第２条　この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存する支部は、施行日において、改正後の第１０４条第１項の規定による支部となり、同一性をもって存続するものとする。

（地区部会に関する経過措置）

第３条　地区部会は、その地区部会地域の一部を支部地域とする支部が成立したときは、残部を地区部会地域とする地区部会として存続し、その地区部会地域の全部に支部が成立し、その支部規則が施行された日に廃止する。（改正、平 17･12･21 臨時）

（会長に関する経過規定）

第４条　この会則の一部改正の前（以下「改正前」という。）の第６３条第１項の選挙は、「会長１人を、弁理士の中から選挙によって選任する。」と読み替えて実施する。この会長選挙によって選任され、改正前の第６５条第１項により平成１９年３月末日まで任期がある会長は、施行日にこの会則の一部改正の後（以下「改正後」という。）の第６３条第１項の選挙によって選任され、就任した会長とみなす。この場合において、改正後の第６３条第１項の選挙によって選任され、就任した会長とみなされる者の任期は、改正後の第６５条第１項の規定にかかわらず、平成１９年３月末日までとする。

（常議員に関する経過規定）

第５条　改正前の第６３条第１項の選挙によって選任され、改正前の第６５条第２項により平成１９年３月末日まで任期がある常議員は、施行日に改正後の第６３条第２項の選挙によって選任され、就任した

常議員とみなす。この場合において、改正後の第６３条第１項の選挙によって選任され、就任した常議員とみなされる者の任期は、改正後の第６５条第３項の規定にかかわらず、平成１９年３月末日までとする。

（常議員選挙に関する経過規定）

第６条　改正後の第６３条第２項の規定により平成１７年に行なう常議員選挙は、同規定による常議員３０人のほか、常議員１０人を選任する。

２　前項の選挙により選任された常議員１０人の任期は、改正後の第６５条第３項の規定にかかわらず、平成１９年３月末日までとする。

３　第１項の常議員１０人の選挙において、各選挙区に割振る常議員の数は、会令で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成１８年４月１日から施行する。

（紛議調停委員会に関する経過規定）

第２条　この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存する紛議調停委員会は、施行日において、改正した第１２１条の規定による委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、第４８条の２の規定は、平成１８年１２月６日から施行する。

（弁理士の報酬に関する経過措置）

第２条　この会則の一部改正の施行の日に現に受任している事件の弁理士の報酬については、なお従前の例による。

附　則

この会則の一部改正は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、第３４条第６項の一部改正は、平成１９年５月１日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成１９年１２月５日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２０年４月１日から施行する。

（継続研修に関する経過措置）

第２条　弁理士は、当分の間、会令に定めるところにより、平成２０年改正前倫理研修に関する科目を受講するように努めなければならない。

第３条　本会は、前項の平成２０年改正前倫理研修の実施にあたっては、外部意見聴取会の意見を聴かなければならない。

附　則

この会則の一部改正は、平成２０年５月３１日から施行する。ただし、第１４条及び第２４条の２の一部改正は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２０年１０月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第１５０条の５、第１５０条の６並びに第１５０条の８第２項、第３項及び第４項の規定　本会が法第１６条の３第１項に規定する指定修習機関として指定された日

（２）第１５０条の７、１５０条の８第５項及び第６項の規定　本会が法第１６条の６第１項前段に規定する修習事務規程の認可を受けた日及び施行令第４条第１項に規定する手数料の認可を受けた日のいずれか遅い日

附　則

この会則の一部改正は、平成２１年２月１日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成２１年１２月１日から施行する。ただし、第１５０条の３の２の一部改正は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年 5 月 27 日定期総会）

（会費の額に関する特例）

第１条　第３５条第１項の会費の額は、第１４３条の規定にかかわらず、平成２３年１０月分から平成２４年９月分までは月額１５，０００円とする。

（検　討）

第２条　平成２４年１０月分以降の会費の額については、会務の執行状況等を勘案して検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

附　則

この規則の一部改正は、平成２３年１２月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２４年４月１日から施行する。

（処分手続に関する経過措置）

第２条　この会則の一部改正前（以下「改正前」という。）の第５７条の２の規定に基づき綱紀委員会に対する調査の請求がなされ、この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に当該処分の手続が結了していない者の当該処分手続及び処分については、この会則の一部改正後（以下「改正後」という。）の規定は適用しない。

（改正前の規定に基づく処分等の効力）

第３条　前条に基づき施行日後に改正前の規定により処分を受けた者は、当該処分の日において、改正後の第４９条の２第３項第１号の処分を受けた者として改正後の第５７条の２の規定を適用するものとする。

２　施行日前に、改正前の第５７条の２の規定に基づき処分を受けた者は、施行日において、改正後の第４９条の２第３項第１号の処分を受けた者として改正後の第５７条の２の規定を適用するものとする。

附　則

この会則の一部改正は、平成２４年１０月１日から施行する。ただし、第１４条の一部改正は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則

この規則の一部改正は、平成２５年１月１日から施行する。（第８０条及び第９６条）

附　則

この規則の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、平成２５年１２月２０日から施行する。ただし、第１１４条の一部改正は、平

成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この会則の一部改正前に、第５７条第２項又は同条第３項の履修義務を履行していないにもかかわらず、第４９条第２項又は第４９条の２第３項の処分を受けなかった弁理士に対しては、第５７条の２第１項の「第４９条の２第４項に規定する処分を行わない旨の通知を受けた日若しくは審査委員会規則（会令第３７号）第１１条第１項の送付により議決の効力が生じた処分不問の通知を受けた日」を前条の施行日と読み替えて適用する。

第３条　この会則の一部改正の施行の際現に改正前の継続研修実施細則（内規第９４号）第４８条の規定による再登録に係る履修義務を履行していない者の取扱いは、会令で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　前条にかかわらず、この会則の一部改正の施行の日までに会長又は副会長に選任され、その任期を満了した者に対しては、第６３条第８項及び第９項の規定は適用しない。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１４条第３項第２号の一部改正は、法５７条第２項に規定する認可を受けた日（平 27･1･29）から施行する。

（会員の処分に関する経過措置）

第２条　前条にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分手続については、適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この会則の一部改正は、平成２７年４月１日から施行する。

（会費滞納による退会処分に関する経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分については、適用しない。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、法第５７条第２項に規定する認可を受けた日（平 27･6･8）から施行する。

（処分の手続に関する経過措置）

第２条　前項の規定にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分手続については、なお従前の例による。

（改正前の規定に基づく処分の効力）

第３条　この会則の一部改正の施行前の会則第４９条の２の規定による手続及び処分は、この会則の一部改正の施行後の会則第５４条の２の規定により行われたものとみなす。

附　則

この会則の一部改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、法第５７条第２項に規定する認可を受けた日（平 28･6･15）から施行する。

（経過措置）

第１条　この会則の一部改正の施行の際現に係属している処分の手続については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第８章の一部改正は、最初の外部常議員の就任が総会で承認された日の翌日から施行する。

附　則

この規則の一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則の一部改正は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　第５１条の２の規定は、この会則の一部改正の施行の日以後に処分の手続に付された事案に適用する。

附　則

この規則の一部改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この会則の一部改正は、法第５７条第２項に規定する認可を受けた日（平 31･1･11）から施行する。

第２条　この会則の一部改正の施行の日の前日において外部役員である者の任期は、改正前の第６５条第６項の規定にかかわらず、総会でその選任が承認された日の翌日からその日の属する年度の翌年度の定期総会の日までとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この会則の一部改正は、平成３１年４月１日から施行する。

（旧支部に関する経過措置）

第２条　この会則の一部改正の施行の際現に存する支部は、改正後の第１０４条第１項の規定による地域会となり、同一性をもって存続するものとする。

附　則

（施行期日）

この会則の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）の施行の日（令元･12･14）から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、法第５７条第２項に規定する認可を受けた日（令 2･3･27）から施行する。

附　則

この会則の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。